

第Ⅱ部

課題別の取組

- 1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 28
- 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 43
- 3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進 56



ジブチにおける無償資金協力「タジュラ湾海上輸送能力向上計画」の施工現場にて、現地作業員に指示を出す日本人技術者（写真：JICA）

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」^{注1}のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間部門が中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大など民間活動が活発になることが不可欠です。しかし、開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

■ 質の高いインフラ

開発途上国には依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています^{注2}。しかし、途上国において、「質の高い成長」を実現するためには、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、開放性、透明性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等を考慮した「質の高いインフラ」^{解説}を整備する必要があります。

日本は、途上国の経済・開発戦略に沿った形で「質の高いインフラ」を整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含めながら、途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を支援できることは、日本の強みです。

日本は、各国や国際機関とも連携し、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」^{注3}の普及・実施に取り組んでいます。「質の高いインフラ投資」の重要性につ

いては、様々な二国間会談や多国間会議の場において確認されてきています。

2022年6月の経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会では、三宅外務大臣政務官（当時）から、国際ルール・スタンダードに基づかない不透明・不公正な開発金融によりアフリカの成長が妨げられないような環境作りが必要であり、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の実施が重要である旨を指摘しました。閣僚声明においては、グローバル・ゲートウェイ戦略^{注4}やブルー・ドット・ネットワーク認証枠組み^{注5}などのOECD加盟国のアプローチに留意しつつ、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」のフォローアップに期待することが確認されました。

2022年6月のG7エルマウ・サミットでは、グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）^{注6}が立ち上げられました。2022年11月のG20バリ・サミットに際し行われた同パートナーシップに関するサイドイベントでは、岸田総理大臣から、質の高いインフラ投資の具体的な事例の紹介を通じて、日本は、インフラ整備を通じた投資環境の改善や人づくりを行っていることを述べました。また、インフラの整備とそのための開発金融は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿って国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な形で行われることが重要である旨を述べるとともに、2023年のG7日本議長国下でも、質の高いインフラ投資をさらに促進し、パートナーの国々と連携して、各国の自立的な成長を後押ししていく決意である旨を述べました。G20バリ首脳宣言においては、G20のために作成さ

^{注1} 成長の果実が社会全体に行き渡り、誰一人取り残されない「包摂性」、社会や環境と調和しながら継続できる「持続可能性」、経済危機や自然災害などの様々なショックに対する「強靱性」を兼ね備えた成長（開発協力大綱）。

^{注2} G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH）による推計。

^{注3} 33ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

^{注4} 2021年12月に欧州委員会が発表した、民主的価値と高い水準、良いガバナンスと透明性、対等なパートナーシップ、環境への配慮と負荷の低減、安全なインフラを促進する投資、および民間投資を刺激するような投資の増加を目指す新たな戦略。

^{注5} 2019年11月以来、米国が主導する形で、日本、米国、オーストラリアが創設を目指す、途上国における質の高いインフラ案件に国際的な認証を与えるための枠組み。

^{注6} G7が連携して質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブ。2022年6月のG7エルマウ・サミットで立ち上げ。同サミットの際、今後5年間で、質の高いインフラに特に焦点を当てた公的および民間投資において最大6,000億ドルを共同で動員することを目指す旨を表明。



日ASEAN連結性イニシアティブに資する協力。インドネシア初の地下鉄「MRT南北線」の建設で技術指導をする様子（写真左：JICA）、日本の支援でオーバーホールを実施したフィリピン首都圏鉄道3号線（MRT3号線）の車両（写真右：JICA）

れた「質の高いインフラ投資指標集」を支持する旨が確認されたほか、同指標をいかに適用できるかについてのさらなる議論を期待する旨が表明されました。

2020年11月の日ASEAN首脳会議では、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、3年間で1,000人の人材を育成していくことを発表しました。2021年8月には、日本製車両を導入したタイ都市鉄道レッドラインが開通しました。

日本政府は今後も、世界の質の高い成長のため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々や世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、OECD等の国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の実施に向けた取組を進めていく考えです。

■貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金（OOF）[解説](#)を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2022年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）[注7](#)では、質の高いインフ

ラ整備や国境でのワンストップ・ボーダーポスト整備を通じたアフリカの社会基盤整備に加えて、地域としての連結性強化に資する取組などを打ち出しました。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度（GSP）を導入しています。特に後発開発途上国（LDCs）[解説](#)に対しては特別特惠関税制度を導入し、無税無枠措置[解説](#)をとっています。また日本は、経済連携協定（EPA）[解説](#)や投資協定を積極的に推進しています。これらの協定により、貿易・投資の自由化および保護を通じたビジネス環境の整備が促進され日本企業の途上国市場への進出を後押しし、ひいては、途上国の経済成長にも資することが期待されます。

日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、世界貿易機関（WTO）やOECDを始めとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AfT）」[解説](#)に関する議論が活発になっています。日本は、AfTを実施する国際貿易センター（ITC）などに拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力を付けることを目指しています。2022年には、日本はITCを通じて、アフリカの女性起業家に対する電子商取引の活用に向けた支援、ナイジェリアにおけるワクチンの生産および配布の拡大に向けた技術協力を行っています。

[注7](#) 127ページの「開発協力トピックス」を参照。



国際協力の現場から

自由と平和の象徴「フリーダム・ブリッジ」

～南スーダン初の大型インフラ建設事業～



長きにわたる紛争を経て2011年7月にスーダンから独立した南スーダンでは、社会・経済インフラの欠如が深刻です。南スーダンは内陸国であるため物流を陸上輸送に頼っていますが、道路や架橋の整備が遅れており、経済発展の阻害要因となっています。首都のジュバ市には、国を東西に二分するナイル川が流れていますが、ナイル川に架かる橋は、1972年に建設された老朽化の激しい橋が一つしかありませんでした。この橋は、修復のために片側通行を余儀なくされるなど、通行や物流に大きな支障をきたしていました。

そこで、日本は、2013年から無償資金協力「南スーダン国ナイル架橋建設計画」において、ウガンダやケニアにつながる国際回廊の一部となるナイル川をまたぐ二番目の橋の建設を開始しました。

当初の計画では2016年末に完工予定でしたが、着工して間もない2013年12月に、大統領派と副大統領派による衝突が発生したため工事が中断しました。2015年2月に再開するも、2016年7月に再び衝突が起こり工事は再中断を余儀なくされました。さらに、その後2019年5月に再開しましたが、2020年4月には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて2021年3月まで工事を中断せざるを得ませんでした。

当工事のコンサルタントを務めた株式会社建設技研インターナショナルの梅田典夫氏は、当時の状況を次のように語ります。「実際の施工期間が3年10か月だったのに対して、工事中断期間は4年11か月にもなりました。しかし、日本人スタッフが国外に退避している間も、政府要人が現場をたびたび視察に訪れて気遣ってくれたことを、留守番

の南スーダン人スタッフの報告で知りました。私たちが建設している橋に、国の期待が寄せられていることを感じました。」

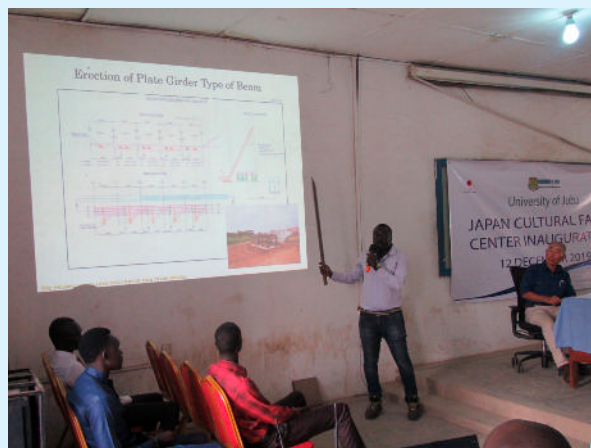
2021年3月の再開以降は、南スーダン作業員の協力もあって、工事は順調に進みました。「彼らは初めて体験する作業によく順応してくれました。毎日の作業を通して、時間厳守を身に付け、規律を守り、作業現場の整理整頓に努めるなど、技術以外にも学んだことが多かったと思います。おかげで、私たちも気持ちよく仕事ことができました。」と、梅田氏は語ります。

「南スーダンには今までにこれほどの大型土木工事の施工はありません。土木工学を専攻する大学生の学びの場として、工事の進捗に合わせて、彼らを現場に招いて土木工事を体感してもらい、国の未来を担う若者への技術移転を試みました。また、“教えることは二度学ぶこと”の考えの下、現地の大学で橋梁建設の講演を行った際には、南スーダンの技術者自らが事業を説明するように指導しました。」

三度の工事中断を経て、着工から8年9か月、全長560mの橋が2022年5月に完成しました。これによりナイル川を渡る際の時間が短縮され、大型車両が安全に通行できるようになったため、内陸国南スーダンの経済発展に重要な国際物流の円滑化が期待されています。開通式には、キール大統領、マシャール第一副大統領も参加しました。大統領は、日本への感謝を示すとともに、復興と平和への思いを語りました。この橋は「フリーダム・ブリッジ（自由の橋）」と呼ばれ、平和と自由の象徴となっています。日本の協力が、南スーダンの復興と発展につながっています。



完成したフリーダム・ブリッジ。物流の円滑化と経済発展への貢献が期待される。(写真：大日本土木株)



ジュバ大学の学生に対して、講演を行う梅田氏と南スーダンの技術者(写真：㈱建設技研インターナショナル)

持続可能な開発目標（SDGs）の推進

国際社会は貧困・格差、テロ、難民・避難民、感染症、自然災害、気候変動、環境問題など、国境を越える様々な課題に直面しています。新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアによるウクライナ侵略により、食料・エネルギー安全保障などが相互に関連する複合的なリスクとなり、脆弱な状況にある人々ほど大きな打撃を受け、人間の安全保障が脅かされています。

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）^{解説}は、誰一人取り残すことなく、平和、法の支配や人権も含む、地球規模課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。日本は、相互に関連する複合的なリスクへの対応および予防に取り組み、国際社会のSDGs達成に貢献します。

SDGsの達成のためには、旧来の先進国と開発途上国という区別を越えた国際社会の連携が必要です。また、政府や開発機関のみならず、民間企業、地方公共団体、研究機関、市民社会、そして個人などあらゆる主体の行動が求められています。日本政府は、ODAを触媒として様々な取組をつなぎ、厚みのあるアプローチによって、途上国を含む国際社会全体でSDGsを達成できるよう様々な面から支援しています。

日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGs推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」の策定や具体的な施策を取りまとめた「SDGsアクションプラン」の実施などを通じ、SDGs達成のための取組を国内外で精力的に行っています。



日本は、途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備、発電所・送電網などの建設事業への資金の供与といったインフラ支援、および税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関連分野における技術協力を実施しています。例えば、インドネシアでは、西ジャワ州・パティンバン港において、円借款や技術協力を活用し、かつ日本企業の協力の下で、2018年から港湾開発およびアクセス道路整備を進めています。2021年12月には日本企業が出資する現地企業による自動車ターミナルの本格運営が開始されるなど、物流改善等に向けた官民両面での協力が進展しています（南スーダンおよびブルワンダでの日本のインフラ支援について、30ページ「国際協力の現場から」および89ページの「案件紹介」を参照）。

また、税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中

心に、日本の税関の専門的知識や技術などの共有を通じて、税関の能力向上を目的とした支援を積極的に行っています。また、世界税関機構（WCO）への拠出金を通じて、WCOが有する国際標準の導入や各国のベスト・プラクティスの普及の促進を通じた、国際



無償資金協力により架け替えが行われているギニアのスンバ橋の工事現場で、日本人専門家が測量方法を教えている様子（写真：大日本土木株式会社）



日本の支援で整備されたタンザニアとケニアの国境のワンストップ・ボーダーポスト（OSBP）施設。手前が出入国管理で、奥に税関があり、ケニアからの出国、タンザニアへの入国がワンストップで手続きできる。（写真：JICA）

貿易の円滑化および安全確保の両立等のための能力構築支援活動に貢献しています。さらに、日本の税関出身のJICA長期専門家をASEAN6か国^{注8}に派遣し、ニーズに応じた支援を実施するとともに、アフリカではJICA/WCO合同プロジェクトとして、各国税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施しています。このプログラムは、2021年からは太平洋島嶼国^{しよ}にも拡大して実施しています。

さらに、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」^{解説}への支援も行っています。また、途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

■国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収などの形で、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といい、SDGsを達成するための開発資金が不足する中、重要性が指摘されています。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を途上国に対して提供しています。例えば、日本は、途上国の税務行

政の改善等を目的とした技術協力に積極的に取り組んでおり、2022年には、納税者管理、国際課税、徴収などの分野について、フィリピン、ベトナム、ラオスなどで、国税庁の職員が、JICA長期専門家として活動しました。このほか、途上国の税務職員等を対象に、国際税務行政研修（ISTAX）やアジア国際課税研修などを実施しています。また、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

また、多国籍企業等による過度な節税対策の防止に取り組むOECD/G20 BEPSプロジェクト^{解説}の実施も、途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトを各国が協調して実施することで、途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、途上国を含む140を超える国・地域が参加しています。この枠組みの下、2021年10月に、経済のグローバル化およびデジタル化に伴う課税上の課題に対応するための2本の柱^{注9}からなる解決策が合意されました。本合意が迅速に実施されるよう多数国間条約の策定や国内法の改正等の作業を進めることとされています。

■金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

こうした考えの下、金融庁は、日本の金融・資本市場の規制・監督制度や取組等に関する新興国金融行政研修を実施しました。具体的には、「保険監督者セミナー」を2022年1月から3月に、「銀行監督者セミ

注8 カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイの6か国。

注9 「第1の柱」は、大規模・高利益水準のグローバル企業について、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国でも課税を行えるようにするための国際課税原則の見直し。「第2の柱」は、法人税の引下げ競争に歯止めをかける観点等からのグローバル・ミニマム課税の導入。

ナー」を7月から11月にかけて、それぞれオンデマンド形式^{注10}で実施し、計7か国107名が参加しました。



用語解説

質の高いインフラ

自然災害などに対する「強靱性」、誰一人取り残されないという「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有し、真に「質の高い成長」に資するインフラのこと。2019年6月のG20大阪サミットにて、(1) 開放性、(2) 透明性、(3) ライフサイクルコストから見た経済性、(4) 債務持続可能性といった、「質の高いインフラ」への投資にあたっての重要な要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしない、条件の緩やかさが基準に達していないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資などを指す。

後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries)

国連による途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れており、2017年から2019年の一人当たりの国民総所得 (GNI) が平均で1,018ドル以下などの基準を満たした国々。2022年現在、アジア9か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州3か国の46か国が該当する。

無税無枠措置

後発開発途上国 (LDCs) からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながる事が期待される。

貿易のための援助 (Aft : Aid for Trade)

途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。WTOでは、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されている。

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

ミレニアム開発目標 (MDGs、2001年) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術をいかし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用されている。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具を始めとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

OECD/G20 BEPSプロジェクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月にOECD租税委員会が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。

(2) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国の経済成長を促進するために活用されますが、マクロ経済環境の悪化等によって、受け入れた資金の返済が困難となった場合、途上国は過剰の債務を抱えることとなり、持続的

成長を阻害する要因となり得ます。本来は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになっている場合、国際社会による対応が必要になります。

^{注10} オンデマンド形式とは、あらかじめ撮影・編集しておいた動画研修教材を、動画配信用のサーバー等にアップロードしておき、参加者が好きなタイミングでセミナーを受講することができる配信形式。

「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」 の実現に向けた取組の推進

アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るインド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核です。この一帯の各国・地域、そして、理念を共有する幅広い国際社会のパートナーと共に法の支配に基づく自由で開かれた秩序を構築するため、日本は2016年に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」を提唱

し、その実現に向けた取組を進めています。今や米国のみならず、オーストラリア、インド、カナダ、韓国、東南アジア諸国連合(ASEAN)、欧州の主要国とも協力を確認しています。2022年5月、岸田総理大臣は、日米豪印首脳会合を主催し、FOIPの実現に向け引き続き強くコミットしていることを確認し、各国・地域との連携・協力をさらに深めていくことで一致しました。また、6月には、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)の中で、来年春までにFOIP協力を強化する新たなプランを発表する旨を述べました。ウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす事態が発生する中、FOIPの重要性はさらに増しています。

FOIPの実現に向けた取組において、ODAは重要なツールの一つです。例えば、日本は、地域全体の連結性向上を通じた経済的繁栄を目指しています。域内の港、空港、道路、鉄道などのインフラを国際スタンダー



カンボジアのシハヌークビル港の様子(写真: JICA)

ドにのっとった形で整備し、各都市や拠点をつなぐことで、地域全体の成長につなげるという考え方です。

カンボジアのシハヌークビル港への支援はその一例です。カンボジアの輸出入コンテナ貨物の約7割を取り扱うシハヌークビル港は、カンボジア全体の経済発展を支えています。同国の堅調な経済成長に伴い、コンテナ貨物取扱容量が逼迫しています。日本は、新コンテナターミナルの整備を実施しているほか、2022年8月には同コンテナターミナルを拡張する事業の円借款供与について署名し、同港のコンテナ貨物取扱量の向上や大型船の直行輸送の実現に貢献しています。併せてJICA専門家の派遣や技術協力プロジェクトの実施を通じた港湾運営の効率化も支援しており、地域の中核港として機能させるべく支援を実施しています。太平洋とインド洋を結ぶ結節点に位置し、地政学的に重要な同港を整備することは、FOIPの実現を後押しすると考えられます。

2022年9月、日本が国連開発計画(UNDP)と協力して支援することを決定したイエメンに対する無償資金協力「アデン港における効率性改善計画」も、紅海の出入口であるバブ・エル・マンデブ海峡に近接するアデン港の機能強化を図る連結性向上支援です。イエメンでの紛争によりイエメン国内の一部の港へのアクセスが困難となっている影響で、アデン港に入港する貨物船数は年々増加傾向にあるため、同港は同国に



JICA課題別研修「海図製作技術」コース



日本の有償資金協力により建設中のインドネシア・パティンバン港開発事業における日本人技術者とインドネシア人技術者による協同作業

における商業活動や人道支援活動に必要不可欠となっています。アデン港の貨物上屋の改修およびコンテナ管理のデジタル化のための機材供与等を行う今回の支援により、貨物処理の迅速化および貨物輸送費削減が期待されています。

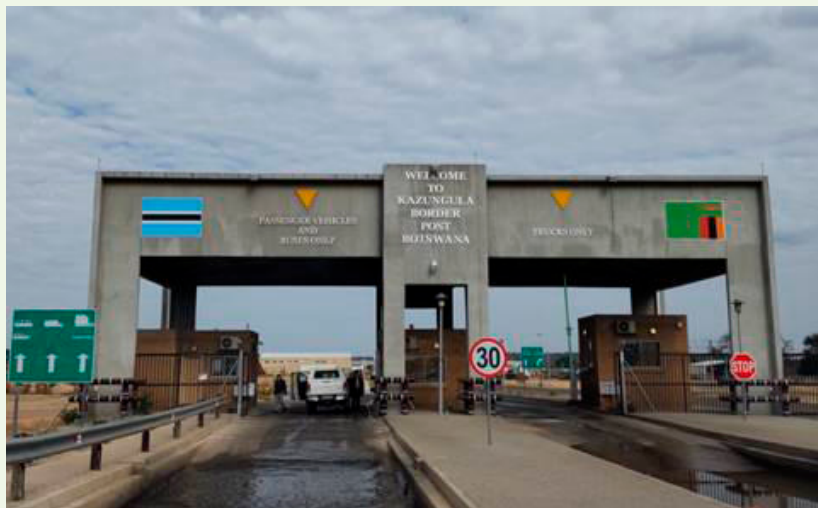
連結性の確保を通じて、物流の円滑化を促進することは、日本企業の域内輸出、海外展開の促進にもつながります。また、インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現に向け、日本は質の高いインフラ整備を支援しており、開発途上国への日本の技術移転や人材育成を通じて、日本企業のODA受注力や日本の信頼の向上にもつながっています。

また、日本は、海洋の平和と安全の確保にも貢献しています。例えば、年間約1万6,800隻の日本関連船

船が航行する物流の要所であるマラッカ・シンガポール海峡において、日本はODAを活用し、沿岸諸国の海賊取り締まり能力向上を支援し、発生件数の減少につながっています。また、インド洋においても、海難救助のための海上保安機関の能力向上支援、海図作成のための技術協力、船舶通行支援サービス（VTS）に関する支援を実施し、海上交通の安全の確保に貢献しています。

さらに、日本は、法制度整備支援や司法改革支援により、途上国における法の支配の普及・定着も強化しています。これにより、途上国におけるグッド・ガバナンスの確立、持続的成長の実現のために不可欠な基盤作り、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境の整備へ貢献しています。

島国である日本は、世界第4位の輸入大国であり、その産業と生活は、海上輸送物資に大きく依存しています。こうした観点からも、連結性の確保、シーレーンの安全確保は、日本の経済、エネルギー、食料の安全保障の観点からも重要です。透明性の高いルールに支えられ、様々な人・物・知恵が活発に行き交う「自由で開かれたインド太平洋」の存在なくして、日本およびこの地域の安定と繁栄はあり得ません。日本はこれからも、ODAを含む様々な取組を通じて、FOIPの実現を進めていきます。



アフリカ南東部の連結性向上に向け、ザンビアとボツワナの国境における国境管理施設の建替えおよび税関、出入国管理、検疫などを両国で一本化するワンストップ・ボーダーポスト（OSBP）化を支援。写真は、ボツワナ側 OSBP 施設入口ゲート。（写真：JICA）

債務問題への国際的な取組については、これまでも重債務貧困国（HIPC）[解説](#)に対する拡大HIPCイニシアティブ [注11](#) やパリクラブ [注12](#) のエビアン・アプローチ [注13](#) などで債務救済が実施されています。しかし、近年、一部の低所得国においては、債務救済を受けたにもかかわらず、再び公的債務が累積し、債務持続可能性が懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、資金供給の担い手が多様化しており、パリクラブによる貸付割合が減少する一方で、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付割合が増加していることが指摘されています。

新型コロナの拡大による低所得国への影響に対処するため、G20およびパリクラブは、2020年4月に「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」[解説](#)を立ち上げ、低所得国が抱える公的債務の支払いを一時的に猶予する措置を実施しました。DSSIの下で、2020年5月から2021年12月までに、48か国が恩恵を受け、少なくとも合計129億ドルの債務支払猶予が行われたと推計 [注14](#) されています。DSSIは2021年12月末に失効しましたが、今後は2020年11月に合意された「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」[解説](#)の下で、債務措置をより迅速に実施していきます。

低所得国を始めとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。港湾、鉄道といったインフラ案件は額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罠」として国際社会から批判されています。

「質の高いインフラ投資に関するG20原則」[注15](#) には、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能

性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれているほか、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性といった原則も盛り込まれています。G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求められています。

日本の取組

日本は、円借款の供与にあたって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われています。しかし、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合があります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延 [注16](#)、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2022年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2021年に引き続き、2022年も円借款債務の免除実績はありませんでした。

また、TICAD 8では、2023年から2025年を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」[解説](#)第5フェーズ（EPSA5）の下で、債務の透明性・持続可能性の向上を含めた改革に取り組み、債務健全化に着実かつ顕著な前進が見られる国を支援するため、新たに設置する特別枠最大10億ドルを含む、最大50億ドルの資金協力を表明しました。

日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠

[注11](#) 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

[注12](#) 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

[注13](#) 「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」。重債務貧困国以外の低所得国や中所得国が適用対象となり、従来以上に債務国の持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施する債務救済方式。

[注14](#) 世界銀行ホームページ（<https://www.worldbank.org/en/topic/debt/brief/covid-19-debt-service-suspension-initiative>）参照。

[注15](#) 33ページの用語解説「質の高いインフラ」を参照。

[注16](#) 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

出等を通じ、途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理に係る能力の向上に取り組んでいます。例えば、2021年度は、ガーナ、ザンビア等20か国40名の行政官に対する偶発債務リスク管理に係る世界銀行

との連携による研修、国際通貨基金 (IMF)・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。



用語解説

重債務貧困国 (HIPC : Heavily Indebted Poor Countries)

貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域を中心とする39の開発途上国。

債務支払猶予イニシアティブ (DSSI : Debt Service Suspension Initiative)

新型コロナウイルスの感染拡大による影響から流動性危機に直面する低所得国につき、その債務の支払いを一時的に猶予する枠組。2020年4月にG20および主要債権国会合であるパリクラブは、2020年5月から同年12月末までの間に支払期限が到来する債務を猶予することに合意し、その後、支払猶予期間を二度延長した (2020年10月に2021年6月までの期間延長、2021年4月に2021年12月末までの期間延長に合意)。2022年2月23日時点で、42か国の途上国がパリクラブと覚書を交わしている。

DSSI後の債務措置に係る共通枠組

2020年11月にG20およびパリクラブで合意された低所得国に対する債務救済をケースバイケースで行うための枠組み。中国を始めとする非パリクラブ国を巻き込んだ形で、合意で債務措置の条件を確定することを初めて約束したものの。

アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ (EPSA : Enhanced Private Sector Assistance for Africa)

日本が、2005年にアフリカ開発銀行 (AfDB) と共に、民間主導の経済成長を促進していくため立ち上げた協調枠組み。2022年8月のTICAD 8において、日本とAfDBは、2023年から2025年を対象期間とする第5フェーズ (EPSA5) の下で、最大50億ドルの資金協力を行うことを発表。これは、通常枠40億ドルと、債務の透明性・持続可能性の向上を含めた改革に取り組み、債務健全化に着実かつ顕著な前進が見られる国を支援するため、日本が新たに設置する特別枠最大10億ドルを合わせたもの。

(3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT) 注17 の普及は、産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決や、情報公開の促進、放送メディア整備といった民主化の推進に貢献します。また、競争力の高い製品やサービスを提供し、市場競争力を高めるため、デジタル・トランスフォーメーション (DX) 注18 の推進も重要です。

日本の取組

■ 情報通信技術 (ICT)

日本は、開発途上国のICT分野における「質の高い

インフラ投資」を推進 注19 しており、通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成などを積極的に支援しています (39ページ、112ページの「案件紹介」も参照)。具体的には、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) 注20 の海外普及・導入支援に積極的に取り組んでおり、2022年12月現在、中南米、アジア、アフリカ地域などの計20か国 注21 で採用されています。また、ISDB-T採用国および検討国を対象としてJICA研修を毎年実施するとともに、総務省は、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

また、国際電気通信連合 (ITU) 注22 と協力し、途

注17 Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

注18 新たなIT技術の導入が人々の生活をより便利にしたり豊かにしたりすること、新しいデジタル技術の導入により既存ビジネスの構造を作り替えたりするなど、新しい価値を生み出すこと。

注19 2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定。

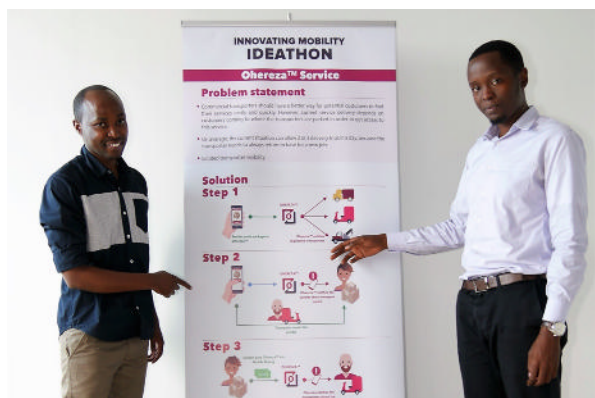
注20 日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送システム、携帯端末などでのテレビ放送の受信、データ放送などの機能により、災害対策や、多様なサービスの実現といった優位性を持つ。

注21 日本、フィリピン、スリランカ、モルディブ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラガ、ブラジル、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ、ボリビア、ホンジュラス、アンゴラ、ボツワナの20か国。

注22 電気通信・放送分野に関する国連の専門機関で、世界中の人が電気通信技術を使えるように、(i) 携帯電話、衛星放送などで使用する電波の国際的な割当、(ii) 電気通信技術の国際的な標準化、(iii) 開発途上国の電気通信分野における開発の支援などを実施している。2022年、尾上誠蔵氏が電気通信標準化局長に選出された。

上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。新型コロナの世界的な拡大を受け、2020年10月から、日本はITUと協力して、アフリカなどの途上国を対象に、デジタルインフラの増強や利用環境整備のための国家戦略策定を支援するConnect2Recover（C2R）を開始しています。日本はこれまでITUが国連児童基金（UNICEF）と共同で行う「Giga」^{注23}パイロット事業のうち、ルワンダの学校におけるインターネット導入などを支援してきました。2022年には、日本の追加支援を通じて、C2Rの支援対象国をケニア、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジンバブエ、ニジェール、ベナンおよびモザンビークに拡大し、現在プロジェクトが進行中です。

アジア太平洋地域では、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）^{注24}が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本は、情報通信に関する人材育成を推進するため、APTが毎年実施する数多くの研修を支援しており、2021年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティなどに関する研修を8件実施し、APT各加盟国から約150名が参加しました。研修生は日本の技術を自国のICT技術の発展に役立てており、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の進出につながることも期待できます。



ルワンダでの技術協力「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」で、利用者が最適な配送業者を選ぶことができる配送サービスアプリをリリースした若者たち（写真：JICA）

また、アジア太平洋地域では、脆弱なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットが利用できない人々は20億人以上います。日本は、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域や太平洋島嶼国において、離島・遠隔地でも低コストで高速のインターネットが利用できるよう環境整備を行っています。

2021年12月に日本、米国、オーストラリア、キリバス、ナウル、ミクロネシア連邦の6か国が連名で発表した、東部ミクロネシア海底ケーブルの日米豪連携支援については、2022年7月に6か国のプロジェクト理事会をオンラインで開催するなど、プロジェクトを着実に進めています。このように日本は、米国、オーストラリアを始めとする同志国などと連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のため、インド太平洋地域における質の高いインフラの整備を引き続き支援していきます。

日本は、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についてもASEANとの間で協力を一層強化することで一致しています^{注25}。具体的取組として、日・ASEAN統合基金（JAIF）^{注26}を通じて「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」を設立しサイバーセキュリティ演習などを実施しています。4年間で700名以上の受講を目指すとした、2018年の開所当初の目標を超える948名が、2022年までに研修を受講しました（AJCCBCの取組については55ページを参照）。

■科学技術・イノベーション促進、研究開発

ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）^{解説 注27}は、科学技術分野に関する日本と開発途上国の研究機関・研究者間の共同研究への支援として2008年に始まり、2022年度までに、世界53か国において179件の研究プロジェクトが採択されています（76ページ、82ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

^{注23} 2019年にUNICEFとITUが立ち上げた、途上国を中心に、世界中の学校でインターネットアクセスを可能にすることを目的としたプロジェクト。

^{注24} アジア太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的な政策調整などを実施している。2020年から、近藤勝則氏が事務局長を務めている。

^{注25} 2015年、内閣官房にサイバーセキュリティ戦略本部が設置され、2016年に「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」が同戦略本部に報告された。

^{注26} 93ページの^{注4}を参照。

^{注27} 第IV部1（5）も参照。

日本の技術を活用し、タイのインフラ整備を促進

タイ



電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト

技術協力プロジェクト (2020年9月～2024年2月)

タイでは、少子高齢社会に伴う人材不足や熟練技術者の減少が進み、様々な産業における作業の効率化や生産性の向上が課題となっています。特に建設機械や農業機械の自動運転を可能にする高精度測位^{注1}を活用したICT建機^{注2}によるインフラ整備やビジネスの促進には大きな需要があり、電子基準点^{注3}網の適切な運用が重要となります。しかし、複数の政府機関がそれぞれの使用目的に応じて独自に電子基準点を設置し測定しているため、測位情報に誤差が生じ、取得した情報を関係機関が相互に活用できない状況でした。そこで、タイ政府は、電子基準点で生じる誤差を観測・補正する基準局として国家データセンター (NCDC) を設立しました。



高精度測位データとICT建機を用いた道路工事の様子 (写真: JICA)

本協力では、全国 240 か所の電子基準点のネットワーク化を行い、高度な測量を可能とする電子基準点網を

構築することで、NCDCが一元的に電子基準点網からの位置情報を正確に解析・配信し、配信された情報を関係機関が利活用できるように技術支援を行っています。

高精度測位の活用を促進するため、日本とタイの企業向けに事業の公募を行い、農業、測量、建設、自動車の自動運転分野から、タイ政府機関と共に計 8 件を選定し、パイロット

事業を開始しました。農業分野では、高精度測位を活用した自動農業ヘリコプターによる農薬の精密散布方法の開発などを進めています。建設分野では、道路工事において、建設機械の自動運転や3次元 (3D) データを利用した高精度の測量・施工が進められており、高精度測位を活用した建設施工の高品質化・効率化への期待が高まっています。

今後もパイロット事業を通じて、高精度測位を活用した産業振興およびインフラ整備を支援するとともに、高精度測位データのさらなる安定運用に貢献していきます。



高精度測位データとICT建機を用いた道路工事の現場見学会の様子 (写真: JICA)

注1 地球上の任意の場所の位置や標高などをリアルタイムかつ正確に測定すること。これを活用した建設機械や農業機械の自動運転の実現、自動運転技術を活用した産業振興などの実現が期待されている。

注2 情報通信技術を取り入れた建設業における重機のこと。

注3 測位衛星から電波を連続的に受信し、地球上の位置や標高を正確に測定する施設のこと。

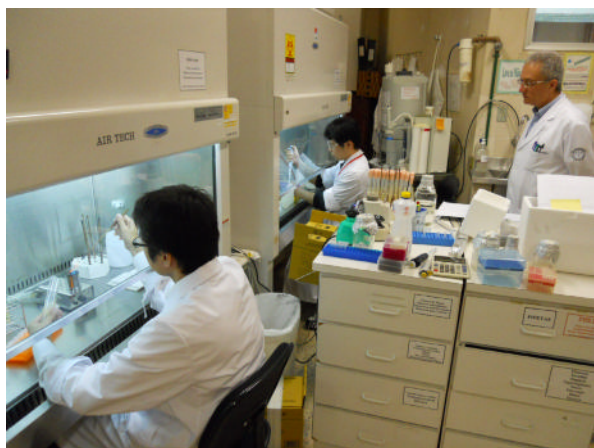
日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、日本式工学教育の確立を目指して設立されたマレーシア日本国際工科院 (MJIT: Malaysia-Japan International Institute of Technology) に対し、教育・研究用の資機材の調達や教育課程の編成を支援しているほか、日本の大学と教育研究に係る協力を行っています。2022年現在、日本国内の29大学および2研究機関などによりコンソーシアムが組織されており、日本人教員の派遣や共同研究などを通じ、日本とマレーシアとの間の人的交流も促進されています。また、2012年から、タイのアジア工科大学院 (AIT: Asian Institute of Technology) ^{注28} において、日

本人教官が教鞭^{べん}を執るリモートセンシング (衛星画像解析) 分野の学科に所属する学生に奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

モンゴルでは、「工学系高等教育支援計画」を2014年から実施しており、モンゴル国立大学、科学技術大学の工学系の教員や研究者と、日本の大学や研究機関が共同研究を行っています。同計画では、留学プログラムに加え、モンゴルの大学に人工知能トレーニングサーバーや放電プラズマ結晶装置といった機材を供与し、無人自動車などのAI開発やモンゴルのレアメタルの製品加工に関する研究を支援するなど、モンゴルの産業の多角化を目的とした支援を進めています (エジプト日本科学技術大学 (E-JUST) について

^{注28} 工学・技術部や環境・資源・開発学部などの修士課程および博士課程を有する、アジア地域でトップレベルの大学院大学。



日本とブラジルの医療機関が真菌感染症診断に関する共同研究を行う様子（写真：JICA）

は、68ページの「国際協力の現場から」を参照）。

（4）職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長のためには、人々が職業技能を習得し、安定した職業に就き、所得を向上させることが不可欠です。しかし、開発途上国では、教育・訓練を受ける機会が限られており、産業発展の大きな障害となっています。

また、世界の雇用情勢が低迷している状況の中で、安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が社会的セーフティー・ネット^{注29}を構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

日本の取組

■職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能を有する産業人材を育成するため、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施にあたり、日本は民間部門とも連携し、日本の知見・ノウハウをいかし、教員・指導員 の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム・教材の開発・改訂支援などを行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

2016年から2022年の間に、産業界と連携し、9

か国13事業を通じて、19の職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関に対して、施設および機材の整備を含む複合的な支援を行いました。また、2021年、59か国・地域21案件で、女性・障害者・除隊兵士や、難民および紛争の影響下にある人々などの生計向上を目的とした技能開発（skill development）にも貢献しました。

アジア地域では、2023年の日本ASEAN友好協力50周年を見据え、2018年から5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」^{注30}において、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加え、AIなどのデジタル分野における協力を含む産業高度化力を協力分野としており、これら分野での人材育成を着実に実施しています。

また、2017年度から実施している「イノベティブ・アジア」事業では、アジアの途上国の優秀な理系学生を対象に、日本での留学や企業などでのインターンシップの機会を提供し、日本とアジア各国との間で高度人材の還流を促進しています。

このほか、厚生労働省では、インドネシア、カンボジア、ベトナムを対象に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験や技能競技大会）のノウハウを移転する研修^{注31}を日本国内および対象国内で行っています。2021年度にこれらの研修に参加したのは、



生計向上活動の一環として縫物を行うインドのトリプラ州内の自助グループのメンバー（写真：トリプラ州森林局）

注29 人々が安全で安心して暮らせる仕組みのこと。

注30 2015年の日ASEAN首脳会議で発表された、「産業人材育成協力イニシアティブ」（3年間で4万人の人材育成）が目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、2018年の日ASEAN首脳会議において、「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」が発表された。

注31 「試験基準・試験問題等作成担当者研修」、「試験・採点等担当者研修」などがある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

3か国合計211名で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

アフリカ地域では一人ひとりの持続的な成長に向けて、産官学連携によるABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）^{解説}やカイゼン^{注32}・イニシアティブ、国際機関と連携した技術支援などを通じて、産業人材の育成を支援してきており、ABEイニシアティブでは、2022年12月までに約2,000人に研修の機会を提供しました（カイゼンの取組について、94ページ、119ページの「案件紹介」を参照）。日本は、8月に開催されたTICAD 8においても、アフリカの未来を支える産業、保健・医療、教育、農業、司法・行政などの分野での人材育成を表明しました。また、途上国におけるスタートアップ・エコシステム支援としてProject NINJA（Next Innovation with Japan）^{注33}を創設し、様々な関係者と連携し、起業家が抱える課題の特定、政策提言、企業経営の能力強化、起業家間の連携促進、途上国の起業家と日本企業とのマッチングや投資促進などを支援しています。

■雇用創出を含む労働分野

日本は、労働分野における支援も進めています。新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアによるウクライナ侵略により、各国は社会経済的にも大きな影響を受けており、特にその影響は若者、女性を始めとした社会的に脆弱な人々に強く表れています。こうしたことも踏まえ、全ての働く人のディーセント・ワークの実現に向けた支援や対応が国際的にも強く求められています。日本は、国際労働機関（ILO）への拠出などを通じて、アジア地域を中心に、労働安全衛生水準の向上や社会保障制度の整備などに係る開発協力を行っています。また、アフリカ地域^{注34}での若者の雇用支援などにも貢献しており、ディーセント・ワークの実現に向けた取組を行っています。



バングラデシュでの技術協力「産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト」で、指導者研修に向け研修の準備をする様子（写真：JICA）



用語解説

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向け、（i）国際科学技術協力の強化、（ii）地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、（iii）キャパシティ・ディベロップメントを目的とし、日本と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省とJICAが文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と途上国側の研究機関・研究者を支援している。

ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）

アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカでのビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）（2013年）において発足し、以降継続して取組が行われている。同プログラムでは、アフリカの若者に対し、日本の大学での修士号取得の機会や、日本企業などでのインターンシップ、日本語研修、ビジネス・スキル研修などのビジネス・プログラムを提供している。

^{注32} どうすれば少しでも生産過程の無駄を省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法。戦後の高度成長期の日本において、ものづくりの品質や生産性を高めるために製造業の現場で培われた取組で、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」（5S）などが基本となっている。

^{注33} JICAが2020年1月に始動させた、途上国におけるビジネス・イノベーション創出に向けた起業家支援活動。

^{注34} エチオピア、ガンビア、スーダン、マダガスカル、モザンビーク、モーリタニア。

ドミニカ共和国



北部地域における持続的なコミュニティを基礎とした観光開発のためのメカニズム強化プロジェクト 技術協力プロジェクト（2016年4月～2022年3月）

カリブ海有数の観光地であるドミニカ共和国では、これまで外資による大型開発が積極的に進められてきました。しかし、このような大型開発では、周辺地域の自然や文化資源が適切に利用されず、地域住民が利益を得る機会も限られていました。

そこで日本は、ドミニカ共和国政府が掲げる、地域コミュニティが主体となって推進するコミュニティベースドツーリズム（CBT）を支援し、地域の発展につながる持続的な観光開発を後押ししています。

本協力では、北部14県を対象に、各土地独自の特産品の



地域博覧会で地域資源を活用した体験型プログラムや地域産品などの紹介を行う専門家（写真：JICA）

振興を通じて雇用創出と地域の活性化を目指し、その土地ならではの文化や自然を楽しむ体験に重きを置く体験型観光など新たな観光商品の開発、地方に観光客を呼び込む観光ルートの立案、マーケ

ティングに関する人材育成などを実施しました。

その結果、カヤック、岩登りなどのアドベンチャー体験や、民芸品作成ワークショップの実施など、地域資源を活用した新たな観光需要の掘り起こしに成功しました。コミュニティが主体となって観光活動を主導することにより、これまで観光開発の外に置かれていた地域の利益につながっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防ガイドラインの策定、感染症対策防護具の供与を行い、感染症流行下でのCBTの実践を支援しました。さらに、世界観光機



地域博覧会で地元民芸品の作成体験を指導するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

関（UNWTO）と協力し、ポスト・コロナの復興計画策定支援も行い、その結果は、当国政府のCBT推進戦略ビジョン2030に反映されました。

日本は、今後も地域コミュニティが主体的な役割を果たす、持続可能な観光開発を支援していきます。